

第3章 消防同意審査基準

第1節 項目別審査基準

第1 防火対象物の用途区分

(政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い)

建築物は、その使用目的によりそれぞれ分類され、法第17条第1項の規定により、政令で定める防火対象物の関係者は、政令で定める基準に従って「消防用設備等」を設置し、維持することが義務付けられている。

これを受けて、政令第6条では、法第17条第1項の政令で定める防火対象物を「政令別表第1」に掲げるものとして、防火対象物を(1)～(20)項に区分し列記している。

なお、用途の区分にあたっては、第1-1表の「主たる用途と従属用途の区分」並びに第1-2表の「政令別表第1に掲げる防火対象物の用途（項判定）の定義等」を参照の上、防火対象物の使用実態、管理状況等に応じた項の判定を行うこと。

1 各項に共通する事項

(1) 各項における用途の定義（項判定）

項判定にあたっては、防火対象物の使用実態、管理状況及び災害時等の危険性等を考慮して行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第1-2表の「政令別表第1に掲げる防火対象物の用途（項判定）の定義等」を参考とすること。

(2) 同一敷地内の2以上の防火対象物の取扱い

同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとの用途で項を判定すること。

ただし、各用途の性格に応じて、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途に包含されるものとして取り扱う場合があるので、項の判定にあたっては、その利用形態など十分留意すること。

例示 大学の校舎以外の施設：学生会館・研究室等 → (7)項として取り扱う。

(3) 主たる用途と従属する用途の取扱い

ア 機能的な従属と認められる場合

異なる2以上の用途（政令別表第1(1)項～(15)項に掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている場合における、当該2以上の用途とする）のうちに、一の用途で当該一の用途に供される防火対象物の部分が、「その管理についての権原、利用形態その他の状況により、他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの（この項において「管理についての権原等」という。以下同じ。）」があるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるものとする。（第1-1図参照）この場合における「管理についての権原等」とは、次に該当するものをいう。

● 第1-1表A欄に掲げる防火対象物の主たる用途部分（同表B欄に掲げるもので、これらに類するものを含む。）に対して、機能的に従属する用途部分（これらに類するも

のを含む。)で、次の(ア)～(ウ)に該当するものであること。

- (7) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主たる用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

(注) a 主たる用途部分とは、防火対象物の各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な用途部分の面積よりも大きい部分をいうものであること。

b 管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気・ガス・給排水・空調等）等の設置、維持、又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であること。

- (4) 当該従属的な部分の利用者が、主たる用途部分の利用者と同一であるか、又は密接な関係を有すること。

(注) a 従属的な部分の利用者が、主たる用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が、主たる用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの、又は主たる用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の(a)及び(b)に該当し、かつ、第1-1表C欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

(a) 従属的な部分は、主たる用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

(b) 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有していないものであること。

b 従属的な部分の利用者が、主たる用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が、主たる用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前 a. (a)及び(b)に該当し、かつ、第1-1表D欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であること。

- (ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一（残務整理等のための延長時間を含む。）であること。

＜機能的従属＞				
主 (15)項(事務所)				
主 (15)項(事務所)			従 診療室	
主 (15)項(事務所)				
主 ホイラー	主 機械室	従 食堂	従 売店	
GL		従 駐車場		

全体を、政令別表第 1 (15)項の防火対象物とする。

※1 診療室の従属又は非従属の解釈は、入院施設の有無により判断すること。

※2 駐車場は、専用又は営業用を問わないものであること。

第1-1図

イ 従属するとみなす場合（みなし従属）

前アで述べた主たる用途部分に、機能的に従属しない独立した他の用途があっても、次の(ア)及び(イ)に該当するものは、従属するものとしてみなすものであること。（政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで若しくは(6)項ロ又は(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる用途に供される部分を除く。）（第1-2図参照）

(ア) 主たる用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の床面積は、原則として、主たる用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が、当該防火対象物の延べ面積の90%以上であること。

(イ) 主たる用途部分以外の独立した他の用途に供される部分の床面積の合計が、300 m²未満であること。

＜みなし従属＞				
主 (5)項ロ 1,000 m ² (社員寮)				
主 (5)項ロ 1,000 m ² (社員寮)				
主 (5)項ロ 1,000 m ² (社員寮)				
主 ボーイ室 GL 200 m ²	主 機械室 200 m ²	主 食堂 400 m ²	従 売店 200 m ²	
独 キャバレー 290 m ²				

(注)・主たる用途+機能的従属用途
3,800 m² + 200 m² =4,000 m² (93.2%)
・独立用途 290 m² (300 m²未満)

① 独立の用途(キャバレー)部分は、アの(ア)～(ウ)に該当しないので機能的に従属しない。
② 主たる用途部分の床面積の合計が延べ面積の90%以上であり、かつ、独立の用途(キャバレー)の床面積が300 m²未満である。従って、イの(ア)及び(イ)に該当する。
∴ 全体を政令別表第1(5)項ロの防火対象物とする。
※ 機能的に従属する用途は、当該主たる用途に含めて算定するものであること。

第1-2図

共用される床面積の按分方法

※ 共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途部分と他の独立した用途部分のそれぞれの床面積に応じて按分するものとし、その算定方法は、原則として次のように行うものとする。

- ① 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- ② 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- ③ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(4) その他の取扱い

ア 同一項内の用途が混在する場合の取扱い

政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであること。

なお、同一項内のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在し、前(3).イによる「みなし従属」とならない場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

また、政令別表第1(6)項イの(1)～(4)並びに(6)項ロ及びハの(1)～(5)の区分については、特定の消防用設備に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の用途であり、便宜上、詳細な分類を設けたもので、この詳細な分類を異にすることをもって「2以上の用途」とすべきではない。そのため、一の防火対象物に政令別表第1(6)項イの(1)～(4)が混在するような場合等では、複合用途防火対象物として取り扱わないものであること。

イ 昼夜によって使用実態が異なる場合の取扱い

昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって判定すること。

ただし、消防用設備等の設置にあたっては、それぞれの使用実態に適応したものを設置するよう指導すること。

ウ 危険物施設の取扱い

法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）

は、その利用形態により、政令別表第1各項のいずれかの防火対象物、又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

エ 政令第8条区画の取扱い（3.(3)「政令第8条の区画の扱い」参照）

項の判定にあたっては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

2 一般住宅が存する場合の取扱い

一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、前1.(1)～(3)までによるほか、次により取り扱うものであること。（第1～3図参照）

(1) 一般住宅に該当する場合

政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、50㎡以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

(2) 政令別表第1の防火対象物に該当する場合

政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、政令別表第1の防火対象物に該当するものであること。

なお、上記において、政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分が2以上の用途に供される場合は、一般住宅の用途に供される部分の床面積を、政令別表第1に掲げる2以上の各用途に供される部分の床面積に応じて按分し、複合用途防火対象物に該当するか判定するものであること。

(3) 複合用途防火対象物に該当する場合

ア 政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、50 m²を超える場合は、複合用途防火対象物に該当するものであること。

イ 政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合（10%以内の違いをいう。）は、当該防火対象物は、複合用途防火対象物に該当するものであること。

(注) (7) 一般住宅は、前1.(3).アに定める従属的部分に含まれないものであること。

(4) 一般住宅と政令別表第1に掲げる防火対象物が、長屋式の形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表第1に掲げる防火対象物の床面積の合計とで用途を判定するものであること。

(1) 一般住宅に該当する場合

政令別表 第1(4)項 49 m ²	個人住宅 150 m ²
-------------------------------------	----------------------------

個人住宅 > 政令別表第1の用途区分
かつ
50 m² ≥ 政令別表第1の用途区分
∴ 一般住宅として扱う

(2) 政令別表第1の防火対象物に該当する場合

(例1)

政令別表 第1(3)項ロ 500 m ²	個人住宅 200 m ²
---------------------------------------	----------------------------

個人住宅 < 政令別表第1の用途区分
※ 面積の差が延べ面積の10%を超えるもの
(例1) ∴ (3)項ロとして扱う

(例2)

政令別表 第1(6)項ロ 300 m ²	政令別表 第1(6)項ハ 200 m ²	個人住宅 200 m ²
---------------------------------------	---------------------------------------	----------------------------

(例2) ∴ (16)項イとして扱う
※個人住宅部分の200 m²は、(6)項ロ及びハの割合に応じて按分する。

(3)ア 複合用途防火対象物に該当する場合

政令別表 第1(4)項 100 m ²	個人住宅 200 m ²
--------------------------------------	----------------------------

個人住宅 > 政令別表第1の用途区分
かつ
50 m² < 政令別表第1の用途区分
∴ (16)項イとして扱う

(3)イ 複合用途防火対象物に該当する場合

政令別表 第1(4)項 240 m ²	個人住宅 210 m ²
--------------------------------------	----------------------------

個人住宅 ≒ 政令別表第1の用途区分
※ 面積の差が延べ面積の10%以内のもの
∴ (16)項イとして扱う

第1-3図

(参考)

< 共同住宅にオーナー住宅が付随している場合の取扱い >

GL	階 段 室	オーナー住宅等
		共同住宅
		共同住宅
		共同住宅

GL	共同住宅	オーナー
	共同住宅	住宅等

※ 共同住宅とオーナー住宅等の比率にかかわらず、全体を(5)項ロとして扱う。

3 複合用途防火対象物の取扱い

(1) 特定用途部分の判定

1.(3)及び前2により、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分(以下この項において「特定用途部分」という。)が存するものであっても、次のア～ウに該当するものは、同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること。(第1-4図参照)

この場合、当該特定用途部分の消防用設備等の設置にあたっては、主たる用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱うものとする。

ア 特定用途部分が、政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで若しくは(6)項ロ又は(6)項ハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)に掲げる用途以外であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延床面積の10%未満であること。

ウ 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

延べ面積 5,000 m ²				
GL	主 (15)項 (事務所) 800 m ²		独 (2)項イ (キャバレー) 200 m ²	
	独 (7)項 (研修所) 400 m ²		主 (15)項 (事務所) 600 m ²	
	主 (15)項 (事務所) 1,000 m ²			
	主 会議室 500 m ²		従 食堂 410 m ²	
			独 (2)項ロ (遊技場) 90 m ²	
	主 ボーイ室 150 m ²	主 機械室 150 m ²	従 駐車場 700 m ²	

① 独立の用途部分は、1.(3).ア.(ア)～(ウ)に該当しないので機能的に従属しない。

② 主たる用途に供される床面積の合計が90%未満であり、かつ、独立した他の用途((2)項イ、(2)項ロ及び(7)項)に供される床面積の合計が 300 m²以上となるので1.(3).イの(ア)及び(イ)に該当しない。

③ 特定用途部分が(1).アに該当する。

④ 特定用途部分の床面積の合計が、延べ面積の 10%未満であり、かつ、300 m²未満であるので(1).イ及びウに該当する。

1 主たる用途+従属用途＝ 4,310 m²(86.2%)

2 独立用途 690 m²(13.8%)

3 独立用途のうち特定用途部分 290 m² (5.8%)

∴ 政令別表第1(16)項ロの防火対象物となる。

第1-4図

(2) 小規模特定用途複合防火対象物

政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物となるもののうち、特定用途部分の床面積の合計が、当該部分が存する防火対象物の延べ面積の10分の1以下であり、かつ、300㎡未満であるものをいう。(第1-5図参照)

延べ面積 4,500 ㎡			
主 (5)項ロ (共同住宅) 1,500 ㎡			
主 (5)項ロ (共同住宅) 1,500 ㎡			
主 (5)項ロ (共同住宅) 1,250 ㎡	独 (15)項 (事務所) 150 ㎡	独 (2)項ニ (個室型店舗) 100 ㎡	
GL			

① 独立の用途部分は、1.(3).ア.(ア)～(ウ)に該当しないので機能的に従属しない。

② 主たる用途に供される床面積の合計が90%以上であるが、独立した他の用途に(2)項ニがあることから1.(3).イ及び前(1).アに該当しない。

③ 特定用途部分((2)項ニ)の床面積の合計が、延べ面積の10分の1以下であり、かつ、300㎡未満であるので上記(2)に該当する。

1 主たる用途 4,250 ㎡(94.4%)

2 独立用途 ((2)項ニ及び(15)項) 250 ㎡ (5.6%)

3 独立用途に(2)項ニが含まれている → (16)項イ

4 特定用途部分 ((2)項ニ) 100 ㎡ (2.2%)

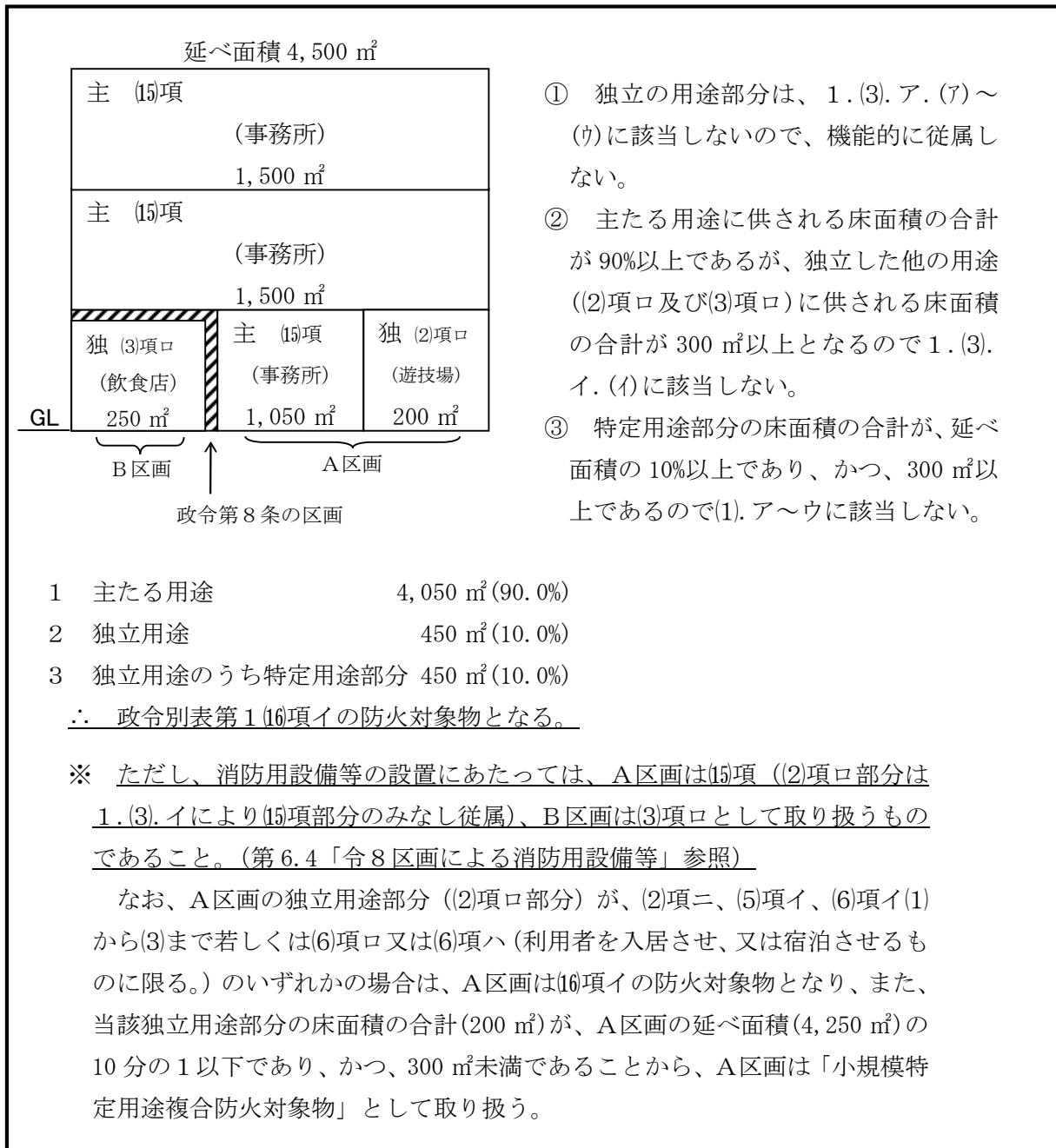
∴ 小規模特定用途複合防火対象物となる。

なお、この場合の(15)項部分については、1.(3).イにより、(5)項ロ(主たる用途)のみなし従属として消防用設備等の設置が必要となるので留意すること。

第1-5図

(3) 政令第8条の区画の扱い

政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに、1.(3).イ、前(1)及び(2)を適用するものであること。(第1-6図参照)



第1-6図

第1-1表

主たる用途と従属用途の区分

(A)	(B) 主たる用途部分	機能的に従属する用途部分		備考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(1) 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、太道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローク、託児室	展示室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール	下線のあるものは、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号）」の別表にある項目を示す。（以下同じ。）
(1) 項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用する。	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、託児室	展示室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場	
(2) 項イ	客室、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク		
(2) 項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、談話室、託児室、	体育室	
(2) 項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、託児室、クローク		
(2) 項ニ	客席、客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、休憩室、事務室	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、託児室、クローク		

(A)	(B) 主たる用途部分	機能的に従属する用途部分		備考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(3) 項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー、託児室		
(3) 項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室	娯楽室、会議室	
(4) 項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室、イトインスペース	専用駐車場、託児室、写真室、遊技室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室、喫茶室	催物場（展示室を含む）、貸衣裳室、料理・美容等のカルチャースクール、キャッシュサービス	卸売問屋は本項に該当
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室、マッサージ室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室、写真室、託児室	宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室	
(5) 項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置（トランクルーム）、管理人室、オーナー室	売店、専用駐車場、駐輪場、ゴミ集介室、ロビー、面会室、託児室	娯楽室、体育施設	

(A)	(B) 主たる用途部分	機能的に従属する用途部分		備考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室、受付	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、美容室、理容室、浴室、喫茶室	臨床研究室	病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱う。
(6) 項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場、喫茶室、美容室、理容室、託児室		敷地内の寄宿舍及び体育施設等は、本項の用途に供するものとして取扱う。
(6) 項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場、喫茶室、美容室、理容室、託児室		敷地内の寄宿舍及び体育施設等は、本項の用途に供するものとして取扱う。
(6) 項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室	食堂、売店、託児室、専用駐車場	音楽教室、学習塾	
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、談話室、託児室、専用駐車場、プール、格技室	学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びPTA事務室、ミニ児童会館(当該学校の児童のみが利用するものに限る。)	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工務室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、観賞室	食堂、売店、喫茶室、託児室、専用駐車場		

(A)	(B) 主たる用途部分	機能的に従属する用途部分		備考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(9) 項イ	脱衣場、浴室、休憩室、 <u>食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室</u> <u>体育室、待合室、マッサー</u> <u>ージ室、ロッカー室、ク</u> <u>リーニング室、サウナ室</u>	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室		
(9) 項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、 <u>クリーニング室、岩盤浴</u> 室	食堂、売店、専用駐車場、サウナ室(小規模なサウナ)、娯楽室、託児室	コインランドリー	
(10) 項	<u>乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室</u>	食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、託児室 (以上、原則改札内にある場合に限る。)	美容室、理容室、(以上、原則改札内にある場合に限る。)、両替所	
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室、聖堂	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室、研修室、託児室	宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室(旅館業法の適用のあるものを除く。)、娯楽室	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず本項に該当する。
(12) 項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室、見学者用施設	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室、仮眠室、娯楽室、浴室		同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(12) 項ロ	撮影室、舞台部、録音室、 <u>道具室、衣裳室、休憩室</u> 客席、ホール、リハーサル室	食堂、売店、喫茶室、集会室、専用駐車場、クローク、ラウンジ、託児室		客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。

(A)	(B) 主たる用途部分	機能的に従属する用途部分		備考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(13) 項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	食堂、売店、管理室、託児室		
(13) 項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室、事務室	専用駐車場		
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	食堂、売店、専用駐車場、展示室、託児室		
(15) 項	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む）、更衣室、図書室、談話室、教室、体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、理容室、専用駐車場、診療室、美容室、談話室、ロビー、浴室、視聴覚室、託児室、遊技室、トレーニング室、	展示室、展望施設、旅行案内室、法律・健康相談室、映写室、展示室、博物館	※ 本項は(1)～(14)項に掲げる防火対象物以外の事業所をいい、その用途例も広範囲にわたっていることから、用途の判定にあたっては、左記の区分を参考としながら、それぞれの利用形態等を十分考慮に入れて取り扱うこと。